［**（別紙様式第十一号）**　別紙３－２］

（単位：百万円、％）

ＫＭ１：主要な指標（連結）						
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末	ニの前四半期末
資本						
1	普通出資等Tier１資本の額					
2	Tier１資本の額					
3	総自己資本の額					
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額					
自己資本比率						
5	連結普通出資等Tier１比率					
6	連結Tier１比率					
7	連結総自己資本比率					
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率					
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率					
10	Ｇ－ＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率					
11	最低連結資本バッファー比率					
12	連結資本バッファー比率					
連結レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額					
14	連結レバレッジ比率					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）10の「Ｇ－ＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率」の項には、自己資本比率告示第十九条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

b　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

c　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

d　この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第四条　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成二十七年金融庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　日次平均の値　別紙様式第一号から第四号までに記載する項目について、四半期の最初の業務取扱日から最終の業務取扱日までの間の各業務取扱日における値の合計を当該期間の業務取扱日の数で除して得た値をいう。 （信用金庫連合会における四半期の開示事項） **第五条**　［略］ ２　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。 **（別紙様式第三号）** ［別紙４－１］ **（別紙様式第四号）** ［別紙４－２］	（定義） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　日次平均の値　別紙様式第一号及び第二号に記載する項目について、四半期の最初の業務取扱日から最終の業務取扱日までの間の各業務取扱日における値の合計を当該期間の業務取扱日の数で除して得た値をいう。 （信用金庫連合会における四半期の開示事項） **第五条**　［同上］ ２　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。 ［別紙様式を加える。］ ［別紙様式を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	